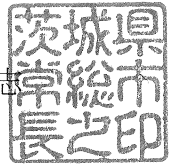


常総市告示第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年11月25日

常総市長 神 達 岳 志



1 都市計画の種類

水海道都市計画下水道（水海道中央公共下水道）

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 排水区域（追加する部分）

常総市内守谷町きぬの里一丁目、内守谷町きぬの里二丁目及び内守谷町きぬの里三丁目並びに坂手町字房山の一部、字龍ヶ崎の一部、字保田敷房の一部及び字鋸崎の一部

(2) その他の施設（追加する部分）

常総市内守谷町きぬの里一丁目の一部

3 縦覧場所

常総市都市建設部都市計画課

水海道都市計画下水道の変更（常総市決定）

都市計画水海道中央公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更し、同公共下水道「4. その他の施設」に内守谷ポンプ場を次のように追加する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 汚水 約 493 ha 雨水 約 493 ha

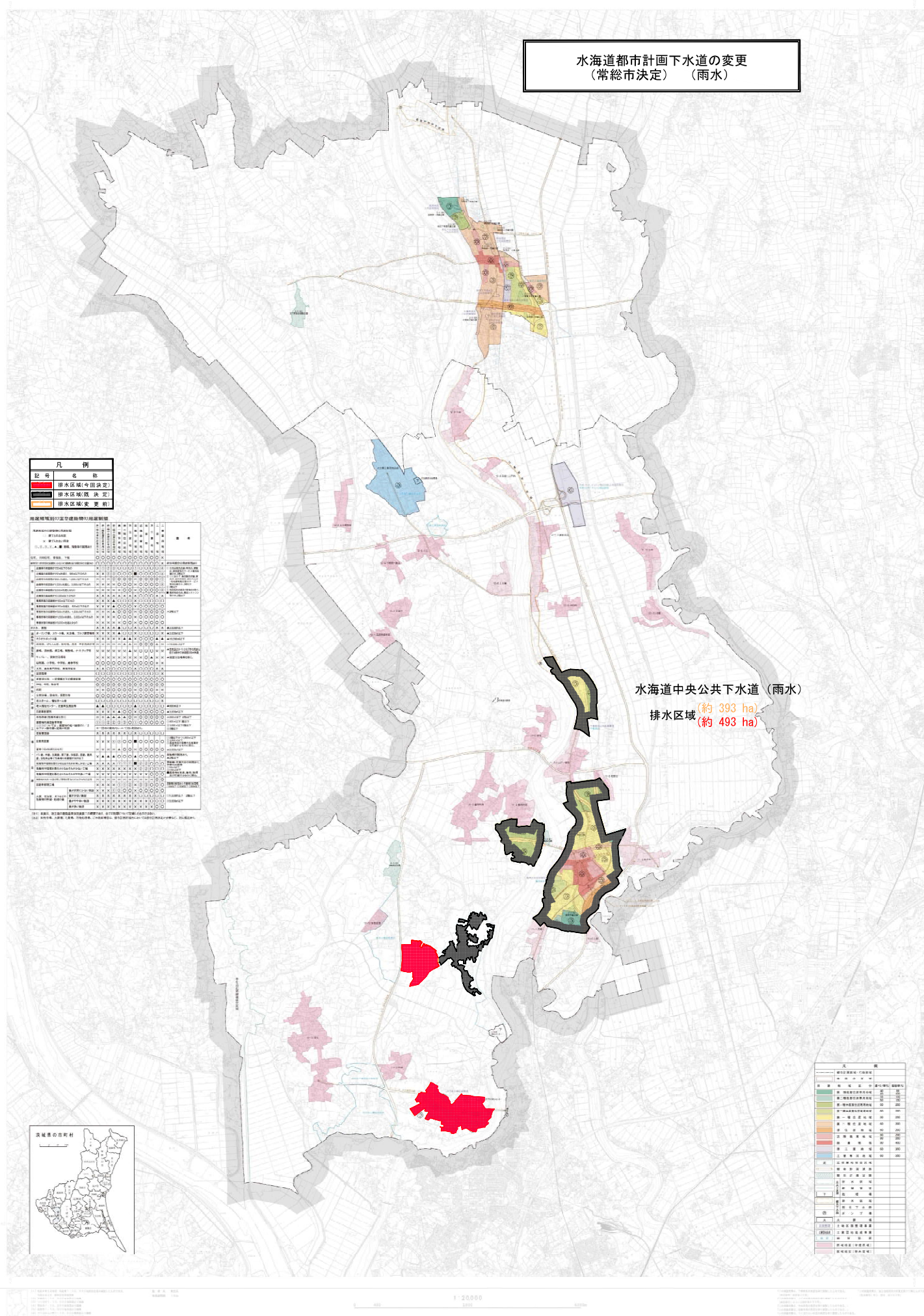
4. その他の施設

内 訳	位置	備考
内守谷ポンプ場	常総市内守谷町きぬの里一丁目	面積約 7,400m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与するとともに、鬼怒川、小貝川及び八間堀川をはじめとする公共用水域の水質保全に資するため、本案のとおり都市計画を変更するのである。

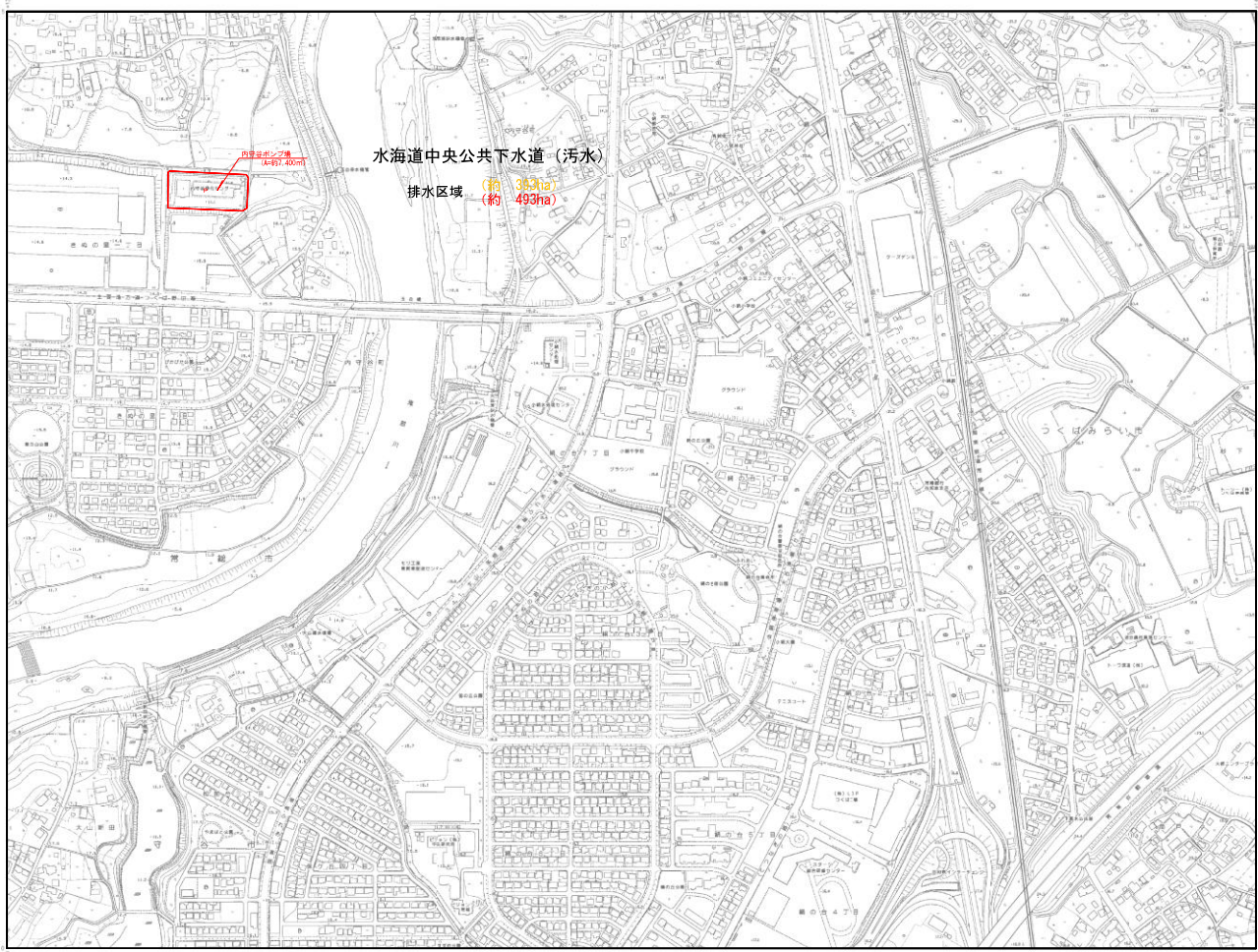


常総市地形図

1:2,500 IX-KE-033

常総市地形図

常総市地形図



1:2,500 IX-KE-033

凡例	
記号	名称
⑤	ポンプ場 (汚水処理)